

発議第 2 号

重度心身障害者医療費助成制度の見直しに関する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年 3 月 20日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 広 沢 文 隆

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

松伏町議会議長 渡 辺 忠 夫 様

重度心身障害者医療費助成制度の見直しに関する意見書

埼玉県は、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成する制度（重度医療）について、65歳以上の障害者手帳新規取得者と年収360万円以上の障害者を来年1月から対象外にする方針を明らかにした。

今回の制度見直しについて、県当局は「高齢化が急速に進行する中、重度医療の対象者及び助成額は年々増加し続けており、近い将来、制度の維持が難しくなるという懸念があります」と、その背景を説明している。

しかし、重度障害者の多くは多数の診療科を恒常的に受診しており、支給対象外とされるならば重い医療負担を背負うことになる。障害者が医療費に心配することなく必要な医療を受けられるように公的な保障を行うことは当然であり、制度維持を理由に年齢や所得で受給者を差別し受給に制限を設けることは社会保障の理念からはずれるものである。

今年4月から消費税の増税にはじまり、年金支給額の削減、新たに70歳になる人の医療費窓口負担1割から2割への引上げ、住民税復興増税など国民へのあいつぐ負担増が計画されている。こうした負担増に加えて、今回の制度見直しが強行されるならば、障害者や高齢者の負担はあっという間に耐え難いものになることは火を見るより明らかである。

よって、埼玉県においては、重度心身障害者医療費助成への所得、年齢制限の導入をとりやめるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3 月 20 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

埼玉県知事 上 田 清 司 様